

ご家庭に持ち帰って家族みんなで読みましょう。

2023

4

NO.136



健保だより



P2 2023年度 予算のお知らせ

P3 健康保険料率を改定いたします

他

三岐しんぎん健康保険組合

健保組合のホームページ <http://www.sangishinkinkenpo.jp/>

2023年4月給与分から 健康保険料率を改定いたします

事業主ならびに組合員のみなさまには、日頃から当健保組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年3月1日から、右表の通り健康保険料率を10%（千分の10）引上げさせていただきました。

事業主ならびに被保険者のみなさまには大きな負担増加となりますが、組合員のみなさまが安心して医療を受けられ、健康で暮らすことができますよう、健全な組合運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、みなさまには健康維持と医療費適正化にご協力をいただけるとありがたく存じます。

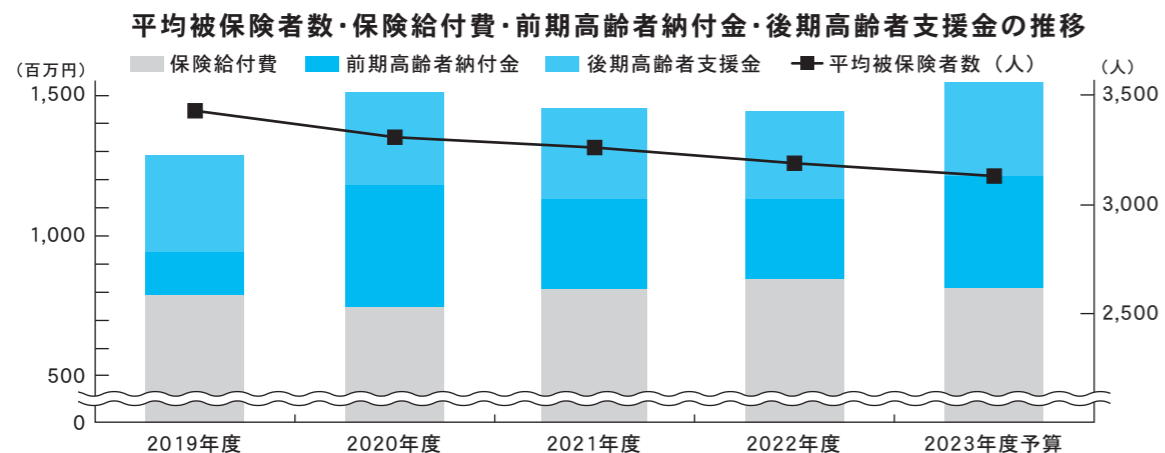
	改訂前	改訂後	改定幅
健康保険料率	98%	108%	+10%
事業主	50%	55%	+5%
被保険者	48%	53%	+5%

※調整保険料を含む
 ※給与は2023年4月支給分から、賞与は2023年3月支給分から改定後の保険料率を適用
 ※任意継続被保険者は、2023年4月分保険料から適用

健康保険料率引上げの理由

健保組合は、事業主と被保険者のみなさまから納めていただいている保険料により、病気やけがなど不測の事態に備える「保険給付事業（医療費補助）」と、それらを未然に防ぐ「保健事業（疾病予防、健康診断等）」の2つの事業を運営しています。一方で、「国民皆保険制度」を維持し高齢者医療を社会全体で支えるために、国へ納付金を納めています。

当健保組合の財政状況について、収入面では、被保険者数の減少による保険料収入の減少傾向が続き、支出面では、2023年度の高齢者医療への納付金が2022年度比129百万円増加、特に当健保組合加入の前期高齢者（65歳～74歳）の医療費増加により前期高齢者納付金が113百万円増加したことが、健康保険料率引上げの主な要因です。



ポイント 前期高齢者納付金

- 健保組合加入の前期高齢者の医療費の多寡により大きく変動します。当健保組合の前期高齢者加入率は約1.5%※。国から、その医療費の約10倍(全国平均15.1%÷当健保組合1.5%)の額を納付することと決められています。
- 納付金の計算は、健保組合・国保等の前期高齢加入者の偏在による負担を分かち合うため、加入率が全国平均と同じになるように負担調整されます(右図)。その結果、健保組合・協会けんぽ等から国保へ資金援助することになります。なお、国保の加入率が高いのは、給与所得者の多くが退職後、国保に加入するためです。 ※文中およびグラフの数値は2022年度予算ベース。

高齢者医療のための納付金増加により 厳しい予算編成となりました

健康保険

2023年度予算は、総額で1,690百万円としました。収入面では、保険料率を引上げさせていただき、被保険者のみなさまと事業主から納めていただく保険料等を1,582百万円と見込みました。支出面では、みなさまの医療費をサポートする保険給付費が前年度予算比1百万円減の814百万円、高齢者医療を支えるために拠出する納付金は同129百万円増加し732百万円と見込んでいます。これらにより、経常収支差引額は74百万円の赤字予算となり、前期繰越金98百万円を充当して補填することとしました。

団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年が迫り、今後ますます厳しい財政状況が予測されますが、今年度もみなさまの健康と暮らしを守るため、疾病予防・重症化予防に向けた保健事業の一層の充実を図っていきます。

科目	予算額(千円)	1人当たり額(円)
保険料(含調整保険料等)	1,581,652	510,210
繰越金	97,564	31,472
繰入金	1	0
国庫補助金収入	429	138
財政調整事業交付金	10,000	3,226
雑収入	549	177
計	1,690,195	545,224

科目	予算額(千円)	1人当たり額(円)
事務費	38,297	12,354
保険給付費	814,400	262,710
法定給付費	814,355	262,695
付加給付費	45	15
納付金	731,683	236,027
前期高齢者納付金	399,615	128,908
後期高齢者支援金	332,062	107,117
病床転換支援金	1	0
退職者給付拠出金	5	2
保健事業費	50,482	16,285
還付金	1,050	339
財政調整事業拠出金	18,693	6,030
連合会費	1,151	371
積立金	1,104	356
雑支出	110	35
予備費	33,225	10,718
計	1,690,195	545,224

予算の基礎となった数字

●平均被保険者数	3,100人	●平均年齢	42.91歳
男	1,640人	男	45.25歳
女	1,460人	女	40.25歳
●平均標準報酬月額	318,786円	●前期高齢者加入率	1.63%
男	391,700円	●保険料率	千分の108
女	231,300円	事業主	千分の55
●総標準賞与額	3,142,815千円	被保険者	千分の53

介護保険

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護保険料	161,556	93,385
繰越金	2,560	1,480
繰入金	4,518	2,612
雑収入	2	2
計	168,636	97,477

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護納付金	163,842	94,706
介護保険料還付金	500	289
積立金	1	1
雑支出	1	1
予備費	4,292	2,481
計	168,636	97,477

予算の基礎となった数字

●介護保険第2号被保険者数(40歳から64歳の被保険者および被扶養者)	2,200人	●総標準賞与額	2,034,043千円
●介護保険第2号被保険者たる被保険者数(介護保険料を負担している40歳から64歳の被保険者)	1,730人	●介護保険料率	千分の17
●平均標準報酬月額	360,000円	事業主	千分の8.5
		被保険者	千分の8.5

2023年4月から

従来の保険証で受診すると自己負担6円引上げ

これまでも医療機関の受付で保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)を使用した場合の窓口負担は割安に設定されていましたが、2023年4月~12月の期間に従来の保険証を使って医療機関を受診した場合、初診・再診料ともに3割負担で6円引上げられました。

マイナ保険証による受診時の初診料は据え置かれ、再診時の負担も生じません。差額をさらに広げることで、マイナ保険証への切り替え促進が図られます。

■受診時の追加負担額

		従来	2023年 4月~12月末
マイナ 保険証	初診	6円	
	再診	なし	+6円
従来の 保険証	初診	12円	18円
	再診	なし	6円

※自己負担3割の場合の窓口負担額です。 ※マイナ保険証を扱っていない医療機関では、初診・再診ともに引上げはありません。

マイナ保険証に関するよくある質問 Q&A



Q 従来の保険証は2024年秋に廃止されると聞きました。マイナンバーカードは必ず作らなければいけませんか?

A 従来の保険証でも今までと変わりなく保険診療を受けることができます。ただし、マイナンバーカードで受診すると、診療記録などをその場で引き出すことができるなどのメリットがあり、データに基づいたより良い医療を受けられます。

Q マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関が少ないのですが…


A 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の設置が進んでいます。2023年4月からは、原則すべての医療機関等でオンライン資格確認等システムの導入が義務化されました。

Q マイナンバーカードは当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がしますが、持ち歩いてよいのですか?

A 今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきますので、持ち歩いて使ってください。万が一紛失した場合は、下記マイナンバー総合フリーダイヤルにご連絡いただき、利用を一時停止してください。

その他のご質問・回答は、こちらをご覧ください <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>

参考:デジタル庁「よくある質問:健康保険証との一体化に関する質問について」



マイナンバーカードの詳細は「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバーカード総合サイト

マイナンバーについてのお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については24時間365日受付!

当健保組合のホームページをご活用ください 「健保だより」バックナンバー掲載中!

ホームページに機関誌「健保だより」のバックナンバーを掲載しています。パソコンやスマホからいつでもチェックできますので、ぜひご覧ください。

<http://www.sangishinkinkenpo.jp/>

三岐しんきん健康保険組合 検索



ココをクリック!



目的に合わせて歯みがき剤を選ぼう!

口の中の環境に合わない歯みがき剤を使うと、お口の健康状態をかえって悪くすることがあります。歯みがき剤の種類や特徴を知り、現在の口内環境や目的に合わせて適切な歯みがき剤を選びましょう。



歯みがき剤 選びのポイント

むし歯を予防したい

高濃度フッ化物配合の歯みがき剤を。使い続けることで歯を丈夫にする効果も期待できる。強すぎる研磨剤は歯の表面を傷つけて知覚過敏になることがあり、注意が必要。

歯周病を予防したい

抗炎症成分が入っているもの、血行促進作用があるもの、殺菌力の高いものをおすすめ。

ホワイトニングしたい

歯みがき剤でできる範囲のホワイトニングは着色汚れを落とし歯の本来の色に戻すものと認識し、さらに白くしたい場合は歯科医院でホワイトニングを。

歯根部のケアをしたい

歯ぐきがやせて歯根部が露出してしまった場合は、研磨剤の入っていないジェルタイプを。歯根はむし歯になりやすいため、高濃度フッ化物が入っているものを選ぶとよい。

電動歯ブラシを使うときは 研磨剤入りの歯みがき剤に注意。お使いの電動歯ブラシの説明書をよく確認しましょう。

歯みがき剤選びに迷ったら、歯科医院で相談してみるのもよいですね。



監修 魚田 真弘(エンパシーデンタルクリニック 院長)

2023年4月から

出産育児一時金が増額 42万円▶50万円に

出産は病気ではないため健康保険は使えませんが、出産費用の補助として健保組合から「出産育児一時金」を支給しています。その支給額が今年4月から50万円に増額されました。

出産育児一時金はこれまでも段階的に引き上げられてきましたが、出産にかかる費用が年々増え、出産育児一時金の支給額を上回るケースが多い状況を考慮し、今回は過去最高の上げ幅となりました。

出産育児一時金

- 対象者** 出産した被保険者または被扶養者
- 条件** 妊娠4ヵ月(85日)以上の出産であること ※死産・流産を含む
- 支給額** 1児につき500,000円※1
妊娠22週未満の場合や「産科医療補償制度」に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円※2



※1 2023年3月までは420,000円
※2 2023年3月までは408,000円

▼産科医療補償制度

通常の妊娠・出産にもかかわらず生まれた子が脳性まひを発症した場合に、要件を満たせば補償金が支払われる制度。制度を利用するには、出産費用とは別に掛金12,000円を医療機関に支払います。出産育児一時金にはこの掛金分が含まれています。

被扶養者の現況照会にご協力をお願いします

健康保険法施行規則および厚生労働省の通達によって、健保組合は被扶養者のみなさまが引き続き被扶養者資格を有しているかどうか、現況を確認することが義務づけられています。

当健保組合では、7月に資格確認（現況照会）を実施予定です。対象となった方は、必要書類のご提出にご協力をお願いいたします。

本年度の照会対象となる方 次の事業所に所属する被保険者の被扶養者で、18歳以上の方（学生除く）

●大垣西濃信用金庫 ●高山信用金庫 ●東濃信用金庫

必要書類（コピー可）

詳細は、対象の方にお届けする書類でご確認ください。

▶収入額を証明するもの

- 令和4年分源泉徴収票（ない場合は直近3カ月の給与明細）
- 老齢年金・障害年金・遺族年金・厚生年金基金・企業年金などの年金額裁定（改定）通知書・年金証書など
- 令和4年分の確定申告書・収支内訳書の控または収入額が確認できる書類

▶障害状態または要介護状態を証明するもの（必要な場合）

障害者手帳・介護認定証・医師の診断書などの書類

▶前年収入と直近の収入で、認定の可否が変わると予想される場合の直近3カ月の給与明細票・雇用契約書・現状説明書など

よくあるご質問

Q 収入の基準額は
いくらですか？

A 60歳未満は年収130万円未満（一定の障害状態にある方、60歳以上の方は180万円未満）です。

Q 夫婦が共働きで、それぞれ別の健保組合等の被保険者である場合、その子どもはどちらの被扶養者になりますか？

A 原則として収入の多いほうの被扶養者になります。ただし、夫婦の年収の差額が多いほうの1割以内である場合や、どちらかが共済組合の組合員で扶養手当等を受けている場合、育児休業を取得して年収が変化した場合などの例外があります。

お願い

被扶養者のみなさまへの給付や保健事業は、被保険者のみなさまと事業主からの大切な保険料で賄っています。被扶養者の資格がなくなったにもかかわらず、そのまま当健保組合の被扶養者であり続けてしまうと、健保財政が圧迫され、円滑な事業運営を行えなくなるおそれがあります。

また、資格がないのに当健保組合の保険証を使って医療機関等にかかった場合、当健保組合が負担した分の医療費を全額返還していただくことになります。

ご家族が就職された、収入が増加して基準以上になった等、被扶養者認定基準を満たさなくなった場合は、すみやかに「被扶養者（異動）届」を提出し、扶養から外す手続きをお願いいたします。

2023年度 任意継続被保険者の標準報酬月額

任意継続被保険者にかかる保険料を計算する際の標準報酬月額の上限は、前年9月30日現在の被保険者全体の平均標準報酬月額をもとに決定されます。2023年度は次のとおりです。

標準報酬月額（上限） 320,000円

退職時の標準報酬月額が上記金額を上回る場合には上記金額が適用され、下回る場合は退職時の標準報酬月額が適用されます。